

24 陳情 第 16 号	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に本来の正確な意味のパブリック・コメントを含めて改正して欲しいという陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 24 年 7 月 25 日受理、平成 24 年 9 月 20 日付託
陳 情 者	新宿区住吉町————— 代表 ————— ほか 1 名

(要 旨)

パブリック・コメントはアメリカ合衆国から入ってきた制度です。「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」には、その基本が入っていない条文になっております。本会議及び委員会で、傍聴人が発言出来るように、(定義)第2条の条文と逐条解説を改正して欲しいという陳情であります。

それに関係する「議会傍聴規則」「議会委員会傍聴規則」の改正も必要になることを付け加えます。

(理 由)

アメリカ合衆国の自治体でのパブリック・コメントとは、議会や委員会の傍聴人が、議長や委員長の承諾を得て、発言したい人数にもよりますが、3分間位の意見や質問等を、市長、議員、委員長や委員に向かい発言することです。発言者は当該自治体の人間に限りません。その基本が新宿区の「パブリック・コメント制度」には含まれておりません。

傍聴人が極少数の現状は余りにも悲しいものがあります。議会や委員会に関心がないのです。

その現実を区長側、議員で構成する議会側、議会事務局側はどのように考えているのか私には分かりませんが、おそらく何も考えていないというのが現実ではないでしょうか。

議会や委員会で発言出来ることになれば、議会や委員会への関心も高まり、傍聴人も増え、区長選挙の現状では余りにも悲し過ぎる投票率、区議会議員選挙の投票率も上がるのではないのでしょうか。